

川島町既存木造建築物耐震診断補助金交付要綱

平成21年4月1日

告示第57号

(目的)

第1条 この要綱は、震災対策の一環として既存木造建築物の耐震診断を行った者に対し、その経費の一部を補助することにより、地震による既存木造建築物の倒壊等を防ぎ、町民が安心して生活できる災害に強いまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「耐震診断」とは、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定により登録を受けている建築士事務所又は建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3号に規定する建設業者に所属している建築士法第2条第1項に規定する建築士（以下「建築士」という。）が、財団法人日本建築防災協会の「木造住宅の耐震診断と補強方法」又はこれと同等の耐震診断方法に基づき、同法第3条から第3条の3までの規定により設計又は工事監理ができることとされた木造建築物の地震に対する安全性の診断を行うことをいう。

(補助対象建築物)

第3条 補助の対象となる建築物（以下「補助対象建築物」という。）は、町内に存する建築物で、次に掲げる要件に該当するものとする。ただし、補助金は一の補助対象建築物について、1回限りとする。

(1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）に違反していることが明らかでないものを除き、昭和56年5月31日以前に着工された戸建て住宅又は兼用住宅

(2) 地上2階建て以下で、在来軸組構法又は枠組壁工法によって建築されたもの

(補助対象者)

第4条 この要綱における補助対象者は、次に掲げる要件を満たす者で、耐震診断を行うものとする。

(1) 本町の住民基本台帳に記録又は外国人登録原票に登録されていること。

(2) 補助対象建築物の所有者であり、かつ、この住宅に現に居住していること。

(3) 申請時において、町税を滞納していないこと。

(4) 補助対象建築物の耐震診断補助金交付決定後に着手・着工し、年度内に耐震診断を完了することができること。

(補助金交付額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において補助するものとする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(1) 建築物の用途が「戸建住宅（兼用住宅を含む。）」の場合は、耐震診断に要した費用の2/1以内で、かつ、50,000円を限度額とする。ただし、次のいずれかに該当する者が補助対象建築物の居住者に含まれる場合は、耐震診断に要した費用の

相当額とし、かつ、100,000円を限度額とする。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により
身体障害者手帳の交付を受けたもの

イ 埼玉県療育手帳制度要綱（平成14年埼玉県告示第1365号）第2条の規定
により療育手帳の交付を受けた者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第4
5条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

エ 介護保険法（平成9年法律第123号）第27条第10項の規定による要介護
認定又は同法第32条第6項の規定による要支援認定を受けた者

オ 国民年金法（昭和34年法律第141号）第30条から30条の4まで及び被
用者年金各号の規定に基づき障害を支給事由とする年金の受給権を有する者

カ 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の規定に基づき障害（補償）
年金の受給権を有する者

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、川島町既存木造
建築物耐震診断補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して、町
長に提出しなければならない。

- (1) 耐震診断に要する費用の見積書の写し
- (2) 付近見取図
- (3) 家屋評価証明書又は建築物の所有者及び建築年度を証明するもの
- (4) 第5条第1号ただし書の適用区分がわかるもの（該当者の情報について調査される
ことに、該当者本人が同意した場合は除く）
- (5) その他町長が必要と認める書類

（交付決定）

第7条 町長は、前条の申請書を收受したときは、これを審査し、速やかに交付の可否
を決定し、川島町既存木造建築物耐震診断補助金交付決定通知書（様式第2号）又は
川島町既存木造建築物耐震診断補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者
に通知するものとする。

（耐震診断の着手）

第8条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」とい
う。）は、速やかに耐震診断に着手するものとする。

（耐震診断の変更）

第9条 申請後、耐震診断を変更しようとするときは、川島町既存木造建築物耐震診断
変更申請書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

（権利譲渡の禁止）

第10条 前条の規定により、補助金の交付決定者は、補助金交付を受ける権利を第三

者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(完了報告書の提出)

第11条 交付決定者は、補助金に係る既存木造建築物の耐震診断が完了したときは、完了後1月以内又は当該年度終了の日までのいずれか早い日までに、完了報告書(様式第5号)に、次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 領収書又はこれに類するもの
- (2) 耐震診断結果の分かるもの(耐震診断者の記名押印があるもの)
- (3) 補助金請求書(様式第6号)
- (4) その他町長が必要と認める書類

(補助金の確定)

第12条 町長は、前条に規定する完了報告書を收受したときは、これを審査し、又は必要に応じて現地を調査し、内容及びこれに付した条件に適合すると認められるときは、**補助金の額を決定**し、川島町既存木造建築物耐震診断補助金確定通知書(様式第7号)により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第13条 町長は、前条の規定による**補助金の交付額の確定後**、交付決定者から補助金請求書が提出されたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金確定の取り消し)

第14条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付確定額の全部若しくは一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき、又は受けようとしたとき
- (2) 補助金を交付目的以外に使用したとき

2 町長は、前項の規定により補助金決定を取り消したときは、川島町既存木造建築物耐震診断補助金確定取消通知書(様式第8号)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第15条 町長は、前条の規定により補助金の確定を取り消した場合において、補助金を既に交付しているときは、補助金返還請求書(様式第9号)により、交付決定者に期限を定めて返還させることができる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。